

# 經濟論叢

第122卷 第5・6号

---

マルクスにおける生産諸力の概念について(1)……平 田 清 明	1
17世紀イングランドの土地所有 ……………尾 崎 芳 治	23
不確実性と公共投資 ……………羽 鳥 茂	40
Plant 鉄道システムにおける予算制度の創設 …森 川 章	66
ドイツ第二帝制におけるイヌクの再編成……後 藤 俊 明	88

經濟論叢 第121卷・第122卷 総目録

---

昭和53年11・12月

京 都 大 学 經 濟 學 會

# ドイツ第二帝制におけるイヌクの再編成

後 藤 俊 明

## はじめに

なぜドイツにおいてナチズムが権力を掌握しえたのか、という問題はドイツ現代史研究に固有な依然として重要性を失っていないテーマであるが、それを可能にした特殊ドイツ的な歴史的諸条件を比較史的な観点から解明しなければならない。1929年の世界恐慌を契機とする資本主義経済の攪乱は、なるほどナチ体制成立の可能的条件を作り出しはしたが、しかし、等しく恐慌の打撃を受けた他の欧米諸国との比較を視野に入れるならば、それをナチズムの権力掌握の決定的な要因とみなすことはできないだろう<sup>1)</sup>。むしろ、ナチズムの出現を現代ドイツに固有な発展の帰結とみる「批判的」立場から、ナチ体制と第一次大戦前、とくに第二帝制との連続性に注目して、その特殊条件を剔抉しなければならない<sup>2)</sup>。その場合に、連続性は多次元で捉えることができるが、さし

1) 1929年恐慌がドイツとアメリカに与えた経済的打撃について、コッカ Jurgen Kocka は次のように指摘している。「社会史的に最も重要な指標である失業と大衆の購買力減退を一瞥するならば、両国における恐慌の類似性 Ähnlichkeit を強調することができる。」J. Kocka, *Angestellte zwischen Faschismus und Demokratie*, Göttingen 1977, S. 430, Anm. 3.

2) H. A. Winkler, *Mittelstand, Demokratie und Nationalsozialismus*, Köln 1972, S. 161-162. (以下では *Mittelstand* と略記して引用する。) また、こうした「比較」の観点の意義についてヴィンクラーは「1929年から39年までのアメリカ史とドイツ史の比較がなにごとかを教えるとするれば、それは、原理的に同一の経済的挑戦が正反対の政治的回答を見出しうる、ということである」とのべ、まさしく比較史的考察の課題は、類似の経済状況に直面しながら、一方で「ヨーロッパの一部でファシズム運動を可能にした特殊な前提条件」を、他方で「アングロサクソン諸国において民主主義的な問題解決を促進した別種の社会的・制度的枠組」を解明することにあると言う。Vgl. H. A. Winkler, Einleitung, in: ders. (Hg.), *Die große Krise in Amerika*, Göttingen 1973, S. 7.

3) H.-U. Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 15-16. このような連続説の観点が「批判的」立場を意味するのは、ヴェーラー Hans-Ulrich Wehler によれば、「国民社会主義の政治をドイツ史のいわゆる非正当の所産として排除しようとし、そ

あたりナチズムの社会的基盤として決定的な意義をもった中間層をとりあげて連続性の一側面を明らかにすることが必要であろう<sup>4)</sup>。

中間層とナチズムの問題を帝制期との連続性の視角から捉えかえそうとした最新の研究は、ヴィンクラー Heinrich August Winkler の研究である。そこで以下において、かれの研究を簡潔に整理してその論点を明らかにしてみた。ヴィンクラーは、〔1〕中間層がナチズムへ最終的に移行しえた条件、〔2〕ナチズムが中間層をその社会的基盤としえた条件を問うなかで、連続性のテーゼを提示している。まず、手工業中間層について、〔1〕の条件を次の2点から捉えている。

(1) 手工業中間層のイデオロギーは反議会主義的・反民主主義的特徴をもち、これがナチズムに対するかれらの親和性を規定した。こうしたイデオロギーの特徴は、ヴァイマル期の所産というより帝制期に深く刻印されたものである。すなわち、それ自体としては反議会主義的・反民主主義的とは規定できない中間層が<sup>5)</sup>、ドイツにおいてナチズムに合流するに至った根本的な前提条件は、「小営業者層と市民的自由主義との疎隔」<sup>6)</sup>に求めることができ、これは19世紀にまで遡ることのできる「長期的な歴史過程の帰結」<sup>7)</sup>であり、帝制期において

これをなによりもまず深く根をはったドイツ史の連続性の結果と認めようとし、多かれ少なかれ意識的な、あるいは明らかに弁護論的な現実逃避主義」や「帝国統一の時代を理想化し、これを1918年以後の「墮落の歴史」——少なくとも「第三帝国」の「墮落の歴史」——から鮮明に際立たせようとする強い精神的欲求」が今日なお存在するからである。Vgl. H.-H. Wehler, *op. cit.*, S. 16.

4) ナチズムの社会的基盤としての中間層の意義については、たとえば C. Micrendorff, *Gesicht und Charakter der nationalsozialistischen Bewegung*, in: *Die Gesellschaft*, 7. Jg. 1930, S. 489 f.; S. M. Lipset, *Political Man. The Social Bases of Politics*, New York 1959, pp. 131 ff; 内山秀夫訳『政治のなかの人間』1963年、116ページ以下; 大野英二「ドイツ・ファシズムの社会的基盤」、『経済論叢』第105巻第4・5・6合併号、1970年、50-78ページ、を参照せよ。

5) ヴィンクラーは、小営業者の抗議運動について、反民主主義的・ファシズム的運動と人民主義的運動の2類型を指摘して、国際比較を試みている。H. A. Winkler, *From Social Protectionism to National Socialism: The German Small-Business Movement in Comparative Perspective*, in: *Journal of Modern History*, No. 48. 1976, pp. 13-16.

6) H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 157.

7) *Ibid.*, S. 17.

最終的に決定づけられたものであった<sup>8)</sup>。

(2) 手工業中間層がナチ党を選択したのは、そのイデオロギー的親和性のほかに、ナチ党がかれらの物質的利害の保護要求をどの政党よりも包括的に採用する準備のあることを示したからであった<sup>9)</sup>。「競争からの保護は中世のツフット思想に由来する期待であり、自営小営業者はこの期待を基準にして国家や政당을測った」<sup>10)</sup>ため、そうした期待に応ずる準備のあったナチ党が最終的に選択されたのである。しかもまた、手工業中間層は第二帝制期の保護政策によって部分的にはあれ、法制上の成果を獲得したために、国家の保護に対する期待感をいっそう強め、このことがヴァイマル期のかれらの政治的行動様式を規定した。これに対して、全国手工業法 *Reichshandwerksordnung* の挫折に典型的に示されたように<sup>11)</sup>、ヴァイマル政府は有効な保護政策を打ち出すことができなかった。それは、手工業中間層がヴァイマル体制から離反するひとつの決定的な条件であった。

次に、[2]の条件についてヴィンクラーは次のように主張する。すなわち、ナチズムが中間層を掌握できたのは、さきに触れたように、中間層の伝統的な保護要求の実現を約束したからであったが、他面で、中間層の各集団の相互に対立的な利害関係から不可避免的に生ずる個々の保護政策の矛盾を、「政治の優位」<sup>12)</sup>のもとで、ヴァイマル体制に対する闘争へそらすことによって、中間層諸集団の外見的統合 *Scheinintegration* に成功したからであった<sup>13)</sup>。こうした保護政策に媒介された中間層統合の体系を、ヴィンクラーは「社会保護主義」

8) この意味で、ヴィンクラーは、ファシズムを自由主義的中间派の過激主義として捉えるリップセット Seymour Martin Lipset のテーゼは批判されなければならないと言う。Vgl. S. M. Lipset, *op. cit.*, p. 133, 前掲邦訳書, 118ページ; H. A. Winkler, *Extremismus der Mitte* ? in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Nr. 20, 1972, S. 175 ff.

9) H. A. Winkler, *Mittelstandsbewegung oder Volkspartei* ?, in: W. Schieder (Hg.), *Faschismus als soziale Bewegung*, Hamburg 1976, S. 102.

10) H. A. Winkler, *Vom Protest zur Panik*, in: H. Mommsen u. a. (Hg.), *Industrielles System und politische Entwicklung in der Weimarer Republik*, Düsseldorf 1974, S. 790.

11) H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 84 ff.

12) *Ibid.*, S. 180.

13) H. A. Winkler, *Mittelstandsbewegung oder Volkspartei* ?, S. 102.

Sozialprotektionismus と規定する<sup>14)</sup>。そして、連続性の視角に立って、中間層の社会保護主義的統合がすでに帝制期において試みられたことに注目する。すなわち、19世紀末に中間層の利害関係が多様化し相互に対立的となってその社会経済的一義性が消滅するという状況を前にして<sup>15)</sup>、帝制期には「中産層」Mittelstand 概念が中間層の統合イデオロギーとして新たな政治的価値を受けとるに至った<sup>16)</sup>。この統合イデオロギーと、それによって正当化された保護政策の展開によって、中間層の権威的公権国家への統合過程が押し進められたのである<sup>17)</sup>。こうした帝制期の社会保護主義の試みはナチズムの中間層統合を先取りするものであり、その意味で「ナチズムは公権的社会保護主義の嗣子であった」<sup>18)</sup>といえる。

以上みたように、ヴィンクラーによれば、ナチズムを勝利へ導いた歴史的条件のいくつかは、すでに1914年以前に見出すことができる。その場合に、「社会保護主義からナチズムへ」という連続性がヴィンクラーの基本テーゼであるといってよいだろう。本稿では、こうした連続説の視角に導かれつつ、まず第二帝制期にまで遡って中間層問題と中間層保護政策を検討し、中間層の社会保

14) H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 179.

15) 中間層諸集団の利害の多様化については、D. Blackburn, *The Mittelstand in German Society and Politics, 1871-1914*, in: *Social History*, No. 4. 1977, pp. 413 ff. を参照せよ。

16) 多様な中間層諸集団を統一的な「中産層」概念へ一括した代表的な試みとして、G. Schmoller, *Was verstehen wir unter dem Mittelstande?*, Göttingen 1897 がある。「中産層」概念のイデオロギー化についてヴィンクラーは次のようにのべている。「旧中間層の諸部分を、ましてや旧中間層と新中間層の全体を、積極的な利害同一性の基盤で包括することが不可能であるため、それらの外見的統合が峻闊的防衛イデオロギーによって不断に誘発される」と。(Mittelstand, S. 24.) このイデオロギー化された「中産層」概念は、コッカによれば、「異なる階級に属し多くの対立する利害を有する給料被用者と小有産者との間の根底的な緊張を隠蔽し」、階級対立の進展する社会において統合機能を提供するものであった。Vgl. J. Kocka, *The First World War and the 'Mittelstand': German Artisans and White-Collar Workers*, in: *Journal of Contemporary History*, No. 8. 1973, p. 106.

17) こうした過程を主として都市の中間層について分析することが筆者の課題であるが、農民層の統合についてはさしあたり次のものを参照せよ。H. J. Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preußischer Konservatismus im wilhelminischen Reich (1893-1914)*, Bonn-Bad Godesberg, 2. verbesserte Aufl. 1975, S. 98 ff.; 北住綱一「ドイツ第二帝制における農村政治統合の基盤」、『愛知学院大学論叢法学研究』第19巻第1号、1975年、31ページ以下。

18) H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 179.

護主義的統合の構造を解明することを当面の課題としたい。以下では、その準備作業として、まず手工業中間層を対象として取りあげ、帝制期の手工業保護政策の起点となった1880年代のイヌンク立法とそれをめぐる手工業中間層の利害状況を検討したいと思う。

## I 手工業者運動の展開

帝制期の保護政策は手工業者運動の展開を前提として打ち出された。手工業者運動は「営業の自由」の確立とともに新たに開始されたが、その後、「大不況」期を迎えて運動は急進化しツンフト的要求が前面に押し出されていった。1880年代のイヌンク立法はそうした運動に対する政策上の対応であった。

そこで以下では、保護政策を検討する前に、手工業組織の再編成を要求する運動を具体的に考察するとともに、運動の展開を規定した手工業者層の利害状況についても必要な限り検討を加えてみたいと思う。

### 1. 「営業の自由」の確立と手工業者層の窮迫

19世紀中葉以降「営業の自由」がドイツ各邦において本格的に導入されたが、北ドイツ連邦の1869年営業条例はその制度的確立の画期を意味した。これは、若干の職種を除くすべての資格証明制を撤廃するとともに、イヌンクの公的権限を剝奪することによって、ツンフト遺制を完全に廃棄するものであった<sup>19)</sup>。1869年条例のイヌンクに関する規定を具体的にみるならば<sup>20)</sup>、まず現存するイヌンクの存続は法的に禁止されなかったが、多数決によって容易に解散できるものとされた。しかも、イヌンク規約に特別の規定がない限り、解散時にイヌ

19) プロイセンでは1849年営業条例によって、イヌンクの公法的権限が強化されただけでなく、手工業70業種に資格証明制が導入された。こうしたツンフト的制度は法制上1869年まで存続したのである。49年条例については、M. Biermer, *Mittelstandsbewegung*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Jena 1910, S. 737; L. Müffelmann, *Die moderne Mittelstandsbewegung*, Leipzig u. Berlin 1913, S. 18 を参照せよ。

20) E. F. Goldschmidt, *Die deutsche Handwerkerbewegung bis zum Sieg der Gewerbefreiheit*, München 1916, S. 118; W. Klaus, *Darstellung und kritische Würdigung der in Deutschland zum Schutze des Handwerks seit Inkrafttreten der Gewerbeordnung von 1869 erlassenen gesetzlichen Bestimmungen*, Diss., Neisse 1906, S. 3f.

ンクの資産をその成員に分配することができたが、このことはイヌンクの解散を促進させる役割を果たした<sup>21)</sup>。またイヌンクへの加入はもはや強制されず、イヌンクからの脱退も一定の通告期間ののち全く自由に行うことができた。さらに、イヌンク活動のための分担金および罰金を行政機関を通じて強制的に徴収することは禁止された。

こうした69年条例の規定によってイヌンクから一切の公的規制力が剝奪され、いまやイヌンクは純粋に私的な営業組織にしかすぎなくなった。このことはイヌンクの存立基盤を掘り崩さずにはおこななかった。ベルリン指物師イヌンクを例にとれば、1860年には約80%の親方がイヌンクに所属していたが、1870年には58.5%、74年には47.8%へと減少し、手工業におけるイヌンクの地位が著しく低下したことがわかる<sup>22)</sup>。さらに、1869年から78年までに新設されたイヌンクはわずか157にすぎず、多数のイヌンクが解散した。たとえ存続したとしても、その多くは活動を共同金庫の管理に限定し、本来の活動領域ではほとんど見るべき成果をあげることができなかつた<sup>23)</sup>。

このように、「営業の自由」の制度的確立は、イヌンク組織の解体を押し進めつつ、同時に、19世紀中葉以降の工業化の過程で手工業者層が陥っていた窮状をいっそう深化させた。その場合に、手工業が直面した問題として、(1)工業との競争、(2)徒弟制度の荒廃を指摘することができる。

(1)工業との競争。「営業の自由」の導入によって工業が手工業の伝統的な営業領域へ侵入することが可能となったため、手工業は工業との競争にさらされて手痛い打撃を蒙った。それは手工業の没落・消滅をもたらすものではなかったとしても、手工業が一定の営業領域から駆逐されたり、あるいは経営形態を新しい状況に適應させることを余儀なくされる「苦痛を伴った複雑で多様な再

21) T. Hampke, Die Innungsentwicklung in Preußen, in: *Schmollers Jahrbuch*, N. F., 18. Jg. 1894, S. 197.

22) *Schriften des Vereins für Socialpolitik (=SdVfS)*, Bd. 10., Die Reform des Lehrlingswesens, Leipzig 1875, S. 39.

23) T. Hampke, *op. cit.*, S. 201.

編成過程」<sup>24)</sup>を意味した<sup>25)</sup>。社会政策学会の手工業研究の成果を総括したビューチャー Karl Bücher は、手工業の分解・再編成過程を次の5つの過程に分類している<sup>26)</sup>。①工業による手工業の直接的な駆逐。②手工業の生産領域の縮小。③手工業の大工業への編入。④需要の変化による手工業の窮乏。⑤流通機構の変化(とくに雑誌販売制の出現)による手工業の家内工業への零落。こうした再編成ののち手工業に残された生存の可能性としてビューチャーは、①手工業に特有な利点を発揮しうる生産領域の残存、②農村工業の残存、③修理業への転換、④工場で生産された完成品の取付・組立業への移行、⑤家内工業への零落、を指摘している<sup>27)</sup>。このうち③以下は工業との競争に対する手工業の新しい適応形態であるといえるが、しかし、こうした再編成に直面した手工業者層は、そこに生存のための新たな発展のチャンスを見出したというより、むしろ、他律的な「強制的適応」に迫られ、相対的な地位を低めたことを見出したといえよう<sup>28)</sup>。つまり、手工業は工業化のなかで再編成されて生存し続けることができたとしても、そうした再編成は手工業者層にとって工業化によって余儀なくされたものであり、しかも、伝統的な経営形態の放棄あるいは変容によってはじめて適応が可能であった<sup>29)</sup>。ここに、手工業者層の窮迫意識と工業化に対する抗議運動の根拠があったのである。

(2)徒弟制度の荒廃。イヌンクが徒弟関係の公的規制力を失うとともに、徒弟制度の荒廃が進行した。すでに1870年代中葉からそれは「産業問題全体の核

24) W. Fischer, *Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung*, Göttingen 1972, S. 334.

25) 19世紀末の手工業の再編成については、八林秀一「帝政期ドイツの手工業」、『経済学研究』20号、1977年、を参照せよ。もとより、八林氏の視角および結論と筆者のそれとは行論で明らかのように異っている。なお、営業経営統計に基づく分析に対するゾムバルト Werner Sombart の批判を参照されたい。W. Sombart, *Die deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert*, Berlin 1913, S. 329 ff.

26) K. Bücher, Die Handwerkerfrage, in: *SdVfS*, Bd. 76. 1898, S. 23-24.

27) *Ibid.*, S. 24 ff.

28) G. A. Ritter u. J. Kocka (Hg.), *Deutsche Sozialgeschichte. Band II: 1870-1914*, München 1974, S. 289-290.

29) こうした「強制的適応」の実態は、彫刻工を例として、G. A. Ritter u. J. Kocka (Hg.), *op. cit.*, S. 296 ff に生々と描かれている。

心」<sup>30)</sup>といわれるほどに大きな社会問題となっており、このことは1875年社会政策学会において徒弟制度の改革について論議されたことからもうかがい知ることができる<sup>31)</sup>。社会政策学会においてある報告者は当時の徒弟制度の荒廃の実情を次のように指摘した。「徒弟は徒弟年季が終了する以前に、しばしば罰せられることなく、養成主のもとから立ち去ってしまう。他面で、養成主は、徒弟養成の配慮という義務に忠実に従わないで、かれらを安価な労働力として利用し尽そうとする」<sup>32)</sup>。ここでは徒弟制度の荒廃が、徒弟による徒弟契約違反と養成主による「徒弟搾取」<sup>33)</sup> *Ausbeutung des Lehrlings* の二面から捉えられている。

まず、徒弟の契約違反からみてみよう。本来、徒弟は親方と徒弟契約を結んで徒弟関係に入ったが、一般に養成料 *Lehrgeld* は支払われなかった<sup>34)</sup>。したがって、親方は最初は徒弟を無償で養成するという犠牲を払わなければならなかったが、その間の犠牲は、その後徒弟が一定の期間の修業を終えて職人として自立しうるほどに十分な訓練を獲得したのちも徒弟関係にとどまって今度は親方のために無償の労働を提供することによって、補償された<sup>35)</sup>。徒弟年季の長さはこうした考えに基いて決められた。徒弟は年季後半期の無償労働の義務を果たしたのちはじめて年季終了の証明書を与えられ、職人試験を受けることが許されたのである。年季終了の証明を得ていない徒弟はいかなる親方のもとでも職をえることができなかった。その意味で、定められた徒弟年季を終えるこ

30) A. Berliner, *Die Lage des deutschen Handwerker-Standes*, Hannover 1877, S. 13.

31) *SdVfS*, Bd. 10.; *SdVfS*, Bd. 11., Verhandlungen von 1875, Leipzig 1875, S. 95 ff.

32) *SdVfS*, Bd. 10., S. 13.

33) *SdVfS*, Bd. 11., S. 97.

34) その原因として、①手工業における徒弟不足②徒弟の家庭の貧困、が指摘されている。Vgl. *Ergebnisse der über die Verhältnisse der Lehrlinge, Gesellen und Fabrikarbeiter auf Beschluß des Bundesraths angestellten Erhebungen*, zusammengestellt im Reichskanzler-Amt, Berlin 1877, S. 75 ff. (以下では *Ergebnisse* と略記して引用する。) ちなみに、徒弟の出自は主として工場労働者・下層手工業者などの社会的下層であったといわれる。(A. Berliner, *op. cit.*, S. 14.)

35) J. F. H. Dannenberg, *Das deutsche Handwerk und die Sociale Frage*, Leipzig 1872, S. 50.

とは職人として就労するための必須条件であり、徒弟関係から途中で逃走することは職業生活の破滅を意味するものであった<sup>36)</sup>。こうした徒弟制度の規則は、本来イヌンク強制によって規制されたのである。

ところが、いまや、徒弟が随意に年季を途中で放棄するという契約違反が頻繁となった。ある手工業者は「われわれが徒弟を有能な労働者に教育したら、かれらは養成場から出ていってしまう。われわれはいたずらに金と時間を犠牲にするだけである」<sup>37)</sup>と不満を申し立てている。徒弟の契約違反が頻繁になったのは、年季を途中で放棄しても就労することが可能になったからにはほかならないが、その背景として次の3点を指摘できる。①職人になるための条件であった徒弟年季終了および職人試験合格という資格証明が「営業の自由」の導入によって公的効力を失ったこと。そのため、徒弟は自分自身で十分に熟練を獲得したと判断すると、もはや養成主のもとに留まる理由がなくなるため、年季の途中で職を求めて養成主のもとから離れた。契約違反が年季後半期に多かったのはそのためである<sup>38)</sup>。②手工業以外の領域で就労機会を容易に見つけることができたこと。たとえば「工場では16歳から17歳になれば週4~5ターラーを稼ぐことができた」<sup>39)</sup>ため、わずかな「手当」Kostgeldを支給されるだけの徒弟の地位にもはや魅力を感じないことが多かった<sup>40)</sup>。また、より安い賃銀で職人を雇用することに関心をもつ雇用主が年季をまだ終えていない徒弟を引き抜こうとしたことが、こうした傾向を助長した<sup>41)</sup>。③本来このような契約違反を取り締まり罰則を強制することのできたイヌンク組織が公的規制力を失って解体しつつあったこと。

さて、徒弟の契約破棄の傾向が強まるにしたがって、多くの親方はもはや徒

36) *SdVfS*, Bd. 10., S. 166.

37) *Ibid.*, S. 46.

38) *Ergebnisse*, S. 97.

39) *SdVfS*, Bd. 10., S. 10.

40) こうした状況のなかで、徒弟の両親も息子たちが徒弟年季を早く終えて工場で現金収入をえることを望んだ。こうした両親の態度が契約違反による徒弟制度の荒廃の一因であるとの指摘も少なくない。Vgl. *SdVfS*, Bd. 10., S. 10; *SdVfS*, Bd. 11., S. 97.

41) *Ergebnisse*, S. 97; *SdVfS*, Bd. 10., S. 168.

弟養成に大きな利益を見出すことができなくなった。そのため、一方で親方層の一部が徒弟保持からますます遠去かるとともに<sup>42)</sup>、他方で「徒弟搾取」が現われた。ここで「徒弟搾取」とは、徒弟に支払われる「手当」がふつう職人の賃銀の2分の1あるいは3分の2であることを利用して<sup>43)</sup>、徒弟を若年労働力として就労させることをいう。親方層はこの若年労働力を確保するために、徒弟年季を出来る限り延長したり<sup>44)</sup>、必要以上に多くの徒弟を保持しようとした<sup>45)</sup>。したがって、こうした親方のもとでは、徒弟を「手工業身分の健全な後継者」へ教育するという徒弟養成の本来の目的はほとんど配慮されなかった。

このようにして、一方で徒弟による契約違反が、他方で徒弟の搾取が頻繁となって、徒弟制度の解体傾向が顕在化したのである。ここに、徒弟制度の改革のための様々な方策と、それを規制する公的機関としてのイヌクスの復活が強く要求される理由があった。

以上みたように、手工業者層の窮状は工業との競争および徒弟制度の荒廃のうちに最も鋭い形で現われた。こうした窮状の原因は、手工業者層によってもっぱら「営業の自由」を導入した1869年営業条例に求められたため、手工業者運動は「営業の自由」に対する抗議運動として開始され、1869年条例の修正が

42) 1895年の手工業調査によれば、徒弟を保持しない経営は、一人経営を除く経営総数の45.5%に達している。Vgl. *Erhebung über Verhältnisse im Handwerk*, bearbeitet im Kaiserlichen Statistischen Amt, 2. Hefte, Berlin 1895, S. 1, 42. 右表の1~4の業種では徒弟を保持しない経営の比率がとくに高い。また、徒弟比率が相対的に小さいことは、これらの業種において徒弟を保持しない傾向が全体として強まっていることを表わしている。5の錠前工はこれらの対極にある。

43) *SdVfS*, Bd. 10., S. 150.

44) J. F. H. Dannenberg, *op. cit.*, S. 49-50; *SdVfS*, Bd. 10., S. 74.

45) *SdVfS*, Bd. 10., S. 149.

経営形態別の経営分布と徒弟比率

業 種	[G]	[L]	[G+L]	徒弟比率
1. 石けん製造	75.0	25.0	—	166.7
2. 皮なめし工	66.7	8.7	24.6	128.2
3. 煙突掃除夫	64.1	14.6	21.3	116.7
4. 染色工	62.1	10.3	27.6	113.3
5. 錠前工	10.4	39.8	49.8	251.3
70業種平均	45.5	25.0	19.5	149.4

(注) 1. [G]: 職人のみ雇用する経営, [L]: 徒弟のみ雇用する経営, [G+L]: 職人と徒弟を雇用する経営。

2. 徒弟比率: [L]および[G+L]の経営100当りの徒弟数。

[出典] *Erhebung über Verhältnisse im Handwerk*, S. 16-19, 42-45 より作成。

運動の具体的目標とされた<sup>46)</sup>。

## 2. 運動の開始と「大不況」期における急進化

手工業者の抗議運動は1870年代初頭より開始された。1872年9月、全国700イヌンク、65,000名の代表がドレーズデンに結集し、営業条例改正のために闘う利益団体を形成することが討議され、この集会の決議に基づいて翌1873年にライプツィヒにおいて「自営手工業者・工場主協会」Verein selbständiger Handwerker und Fabrikanten (VHF) が結成された<sup>47)</sup>。VHFは、営業会議所の創設、営業裁判所の設置、補習学校の義務制化、競争制限の措置のほか、徒弟規制に関するイヌンクの権限強化を綱領に掲げて、手工業者層の不満を吸収することに一定程度成功した<sup>48)</sup>。

しかし、1873年に始まる「大不況」期を迎えて、手工業者運動は急進の様相をおびて新たな展開を示すに至った。すなわち、すでに工業化による諸変化への適応を余儀なくされていた手工業者層は、いまや不況による経済的圧迫にもさらされなければならなかった<sup>49)</sup>。こうした工業化と不況の重畳という厳しい状況のなかで、かれらの保護を求める運動はこれまでにない広がり急進性をもって展開されたのである<sup>50)</sup>。その最初の高揚は70年代末の「イヌンク運動」

46) ハムプケ Thilo Hampke は「手工業者層が近年生じた手工業の窮状の責任をまっばら営業の自由のみ帰すること」は誤りであると指摘しているが、同時に、こうした手工業者層の指向が手工業者運動の広汎な展開を可能とする主要な根拠であるとして、反「営業の自由」が手工業者運動のイデオロギーとして機能したことを示唆している点は興味深い。Vgl. T. Hampke, *Der Befähigungsnachweis im Handwerk*, Jena 1893, S. 20.

47) H. Böttger, *Das Programm der Handwerker*, Braunschweig 1893, S. 129-130.

48) M. Biermer, *op. cit.*, S. 739; H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 47.

49) H. Rosenberg, *Große Depression und Bismarckzeit*, Berlin 1967, S. 55. 「大不況」期の手工業の経済状態については、S. Angel-Volkov, The „Decline of the German Handicrafts“—Another Reappraisal, in: *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 61, 1974, S. 165 ff. を参照せよ。

50) 19世紀後半の工業化の進展のなかにおける手工業の運命について早くから論争が行われてきたが、社会政策学会、ビューヒャー、ゾムバルトらの悲観的見解に対する批判が新しい研究に基づいて提出されている。たとえば、W. Fischer, *op. cit.*, S. 315 ff.; A. Noll, *Sozio-ökonomischer Strukturwandel des Handwerks in der zweiten Phasen der Industrialisierung*, Göttingen 1975, S. 13 ff.; 八林秀一、前掲論文、88ページ。しかし、これらの研究では手工業経済と手工業者運動との関連についてなお論点を残している。歴史的問題が、ほかならぬ19世紀

によってしるされ、強制イヌンクを要求するこの運動は「オスナブリュック規約」という法制上の成果をかちとることができた。これは、1878年当時オスナブリュック市長であったミケル Johannes von Miquel が製靴業イヌンクのために起草したものである。この規約では、イヌンク活動の目的と果すべき任務が詳細に規定されただけでなく、組織形態として全員加入の義務的強制イヌンクが導入された<sup>51)</sup>。これがプロイセン商工省の認可をえたことから、これを契機として強制イヌンクの再導入を要求する運動がいっそう強まり、この地方都市の成果を帝国営業条例のレベルで実現することが運動目標とされたのであった。のちにみる1881年の営業条例の修正はこうした「イヌンク運動」の展開を背景として実現したのである。

1880年代に入って手工業者運動は本格的に展開された。1881年の営業条例修正令によってイヌンクの公法化と特権化が実現したが、手工業者層はこれを不十分なものとして、より包括的な強制原理による組織化をめざして運動を急進化させていった。その意味で、1881年にマクデブルクで開催された手工業者集会は急進的な「ツンフト的運動の起点」<sup>52)</sup>として決定的な意義をもつものであった<sup>53)</sup>。この集会において手工業者層の要求は、①義務的強制イヌンクの設置、②大資格証明制の導入、③手工業会議所の創設、④すべての職人に対する労働手帳携帯の義務化、の4点に集約され<sup>54)</sup>、ここに1897年法の制定に至るまでのツンフト的運動の基本路線が確定されたのである。マクデブルク集会の意義は

「末の「大不況」期になぜ手工業者運動が高揚し手工業保護政策が打ち出されたのか、という点にあるとすれば、アングル・フォルコフ Schulamit Angel-Volkov がフィッシャー Wolfram Fischer に対して、経済的要因をもっぱら強調し、他の全ての歴史的要因を排除しているため、こうした歴史的問題に接近することがほとんど不可能である、と単純な経済主義的なアプローチを批判しているのはまさしく正鵠を射ている。Vgl. S. Angel-Volkov, *op. cit.*, S. 168.

51) T. Hampke, *op. cit.*, S. 38 f.; H. Böttger, *op. cit.*, S. 133 ff.

52) H. Böttger, *Geschichte und Kritik des neuen Handwerkergesetzes vom 26. Juli 1897*, Florenz u. Leipzig, S. 46.

53) 集会の趣意書には「手工業者の分散化と党派性を除去し、新しい時代を迎えた手工業者諸団体を営業政策の分野における共通の統一的な同盟活動に結集すること」が集会の目的とされ、この趣旨に基づいて全国398イヌンク、10万人を代表する代議員が出席した。Vgl. T. Hampke, *op. cit.*, S. 50 f.

54) L. Müffelmann, *op. cit.*, S. 19.

それにとどまらなかった。さらに、この集會を契機として新しい路線を担うべき運動主体として翌1882年に「全ドイツ手工業者同盟」Allgemeiner Deutscher Handwerkerbund (ADHB) が結成された。ADHB には、VHG<sup>55)</sup>、西部ドイツ自営手工業者同盟 Westdeutscher Bund selbständiger Handwerker 東部ドイツ手工業者同盟 Ostdeutscher Handwerkerbund、バイエルン手工業者同盟 Bayerischer Handwerkerbund などが参加し、1884年には約4万人のメンバーを数えた<sup>56)</sup>。ADHB はマクデブルク集會の路線に立って手工業者運動の戦線の統一を試み、VHG の活動が衰退しつつあったなかで1880年代以降ソツソツ的諸要求を組織的に吸収する最大の手工業者団体となった。その活動は主として手工業利害の代弁者を議会に送り込むことを中心に展開され、そのため地方支部は選挙区に合わせて形成された<sup>57)</sup>。綱領では「あらゆる政治的・宗教的党派性を排斥すること」がうたわれたが、実際には中央党および保守党と密接な関係を結んだ<sup>58)</sup>。その要求の中心は、マクデブルク決議に示されたように、強制原理に基づいて手工業組織を再編すること；とりわけ強制イヌンクと大資格証明制の導入にあった。

1884年には ADHB とならぶ帝制期のもうひとつの有力な手工業者団体である「ドイツ合同イヌンク連盟中央委員会」Zentralausschuß vereinigter Innungsverbände Deutschlands (ZAID) が結成された。これは1881年修正令によって法的基盤を与えられたイヌンク連盟の中央機関である<sup>59)</sup>。「ベルリン綱

55) VHF は1879年に Verein selbständiger Handwerker und Gewerbetreibender (VHG) と改称された。(H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 213, Anm. 37.)

56) B. Eschrich, Allgemeiner Deutscher Handwerkerbund, in: *Die bürgerlichen Parteien in Deutschland. Handbuch der Geschichte der bürgerlichen Parteien und anderer bürgerlicher Interessensorganisationen vom Vormärz bis zum 1945*, Bd. I, Berlin 1968, S. 27.

57) *Ibid.*, S. 28.

58) 中央党と保守党が ADHB と協調関係に入ったのは、一方で手工業者層に大衆基盤を確保するためであったが、他方で手工業者層が独自の中間層政党あるいは手工業者政党を形成することを牽制するためであった。帝國議会選挙に ADHB が独自の候補者を立てようとする、両党がそれを妨害したという。(B. Eschrich, *op. cit.*, S. 28.)

59) ZAID はベルリンに本部をおく19のイヌンク連盟から構成され、1890年には2,758のイヌンク(総数の28.1%), 93,708名(総数の29.8%)を組織した。Vgl. T. Hampke, *Die deutschen*

領」(1885年)では次の3点が運動目標と定められた<sup>60)</sup>。①大資格証明を必要とする業種を個別的に法律で定めること、②手工業の最上級所轄官庁として、「帝国イヌンク庁」を設置し、その下にイヌンク・会議所・イヌンク連盟から構成される一元的な自治組織を構築すること、③イヌンクの諸施設の費用負担をイヌンク非加入の手工業者に対しても法的義務とすること。こうしたZAIDの綱領をADHBのそれと比較すると、ZAIDは1881年修正令でえた既得権を基盤にしてそれを拡大していくことによってイヌンク組織を強化していく路線に立ったため、義務的強制イヌンクの導入を綱領に掲げなかった。しかし、綱領に掲げられなかったとしても、ZAIDにおいても強制イヌンクの導入について公然と語られたといわれ<sup>61)</sup>、また大資格証明制はADHBと同じ立場から要求した。したがって、ADHBとZAIDは、要求の力点の置き方に差異があったとしても、路線上の対抗とみなすことはできない。事実、1886年の第2回イヌンク会議において両者の協力関係が確認され、それ以後1897年法の成立までADHBと共同でツンフト的手工業者運動を指導したのであった。

以上みたように、「大不況」期にはツンフト的手工業者運動の波が高まり、1870年代末の「イヌンク運動」、マクデブルク集会、そしてADHBとZAIDの結成へと展開した。そこでは手工業者層の窮迫意識を背景として国家による手工業保護が要求されたが、その保護要求の中心は強制原理に基づく手工業組織の再編成、具体的には、イヌンクの復活による公法組織の構築、にあった。

## II 1880年代のイヌンク立法

手工業組織の再編成を要求するツンフト的手工業者運動に対して、政府はいかなる保護政策をもって対応したのであろうか。これを1881年の営業条例修正

<sup>60)</sup> Handwerkerorganisationen, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik (=JfNS)*, III. F., Bd. 25. 1913, S. 624.

<sup>60)</sup> H. Böttger, *Das Programm der Handwerker*, S. 141-142.

<sup>61)</sup> W. Stieda, *Handwerk*, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 2. Aufl., Jena 1900, S. 1107.

を起点とする1880年代のイヌンク立法にみてみたい。

### 1. イヌンクの公法化と特権化

まず、1881年の営業条例修正令によって、イヌンクは再び「公法組織」の性格を賦与された。すでに1869年条例によってイヌンクは私的営業組織とされ、営業活動は自治体当局の直接の監督のもとにおかれていた。しかし、1870年代末の「イヌンク運動」の高まりを前にして、いまや「切望されている小営業の高揚にとってイヌンクは意義あるものであり、それゆえにその復活は公的利益の要求するところのものとなり、したがってまた、国家の積極的な助成活動の任務となった」<sup>62)</sup>として、政府はイヌンクに営業政策の公的任務を大幅に委任したのである。1881年修正令においてイヌンクの公的任務と規定された主なものは、①イヌンク成員の共同精神の涵養と身分榮譽の維持・強化、②親方・職人間の良好な関係の促進および職人のための施設と職業紹介の配慮、③徒弟制度の規制および徒弟の技術的・營業的・道徳的養成の配慮、④營業上の係争問題の決着、である。このほかに、専門学校・共同金庫・仲裁裁判所の設置と運営が公的任務と定められた<sup>63)</sup>。

さらに、イヌンクがこうした公的任務を円滑かつ効果的に遂行して成果を挙げることが可能にするため、公権的権限の一部がイヌンクに委譲された。すなわち、①修正令で定められた任務を遂行するためにイヌンクが決めた規則・決議は公的規制力をもつものとされ、警察当局の強制的執行も可能とされた。②規約に規定された分担金および罰金を強制的に徴収する権限が再びイヌンクに賦与された。③イヌンク仲裁裁判所が設置されて親方・職人間の係争問題に対する裁判権が与えられ、その裁決は公的拘束力をもつものとされた<sup>64)</sup>。こうしたイヌンクの公法化は、公的権限の一部をイヌンクに委譲することによって、イヌンクが公権的に裏打ちされた規制力をもって活動することを可能にするも

62) *Entwurf eines Gesetzes betreffend Abänderung der Gewerbeordnung nebst Begründung*, Berlin 1881, S. 13.

63) 以上は修正令97条および97条a。(H. Böttger, *op. cit.*, S. 188-189.)

64) 以上は修正令100条bおよびd。(H. Böttger, *op. cit.*, S. 189.)

のであった<sup>65)</sup>。

しかし、1881年修正令ではイヌンクの強制組織化は基本的に排除された。というのは、「〔その導入は〕現行の営業法の基礎と経済の全体利益に抵触するから」であり、むしろ問題は「現行法の基礎から原則的に離反しないで、手工業の発展にとって有益なイヌンクの復活という目的が営業条例の改正によってどの程度達成されうるか」にあるとして<sup>66)</sup>、「営業の自由」の原則は堅持された。

しかしそれにもかかわらず、イヌンクの強制組織化への重要な一歩が1881年修正令によって踏み出されたことは注目に値する。すなわち、修正令 100 条 e において、一定の条件のもとでイヌンク非加入の手工業者をイヌンク規制に服させる権利がイヌンクに与えられたのである。100 条 e をみるならば<sup>67)</sup>、①その手工業者がイヌンクに代表される業種に従事し、イヌンクに加入する能力があるにもかかわらず加入していない場合でも、徒弟関係に関する係争問題は一方の当事者を召喚してイヌンク当局によって裁決が下される。②イヌンクが徒弟関係、徒弟の養成および試験に関して発布した規則・命令は上述の手工業者に対しても拘束力をもつ。このように、徒弟制度の領域におけるイヌンク活動に強制原理が導入され、イヌンクの外部に立つ手工業者もすべてその規制に従うことが義務づけられたのである。

ところで、当初政府草案の 100 条 e には「イヌンクに加入しない手工業者には一定期間ののち徒弟の保持を禁止する」という第 3 項が盛り込まれていたが、議会の審議においてこれに「営業の自由」の重大な侵犯をみた反対派によって削除されてしまった<sup>68)</sup>。これに対して手工業者層は第 3 項の実現を要求する運動を展開し、1884年、かれらの膨大な請願を背景とした保守党のアッケルマン

65) W. Klaus, *op. cit.*, S. 10.

66) *Entwurf eines Gesetzes*, S. 15.

67) H. Böttger, *op. cit.*, S. 190.

68) L. Beringer, *Die Gesetzgebung der Innungen in Deutschland und der gewerblichen Genossenschaften in Österreich während der letzten hundert Jahre*, Mainz 1906, S. 33.

Ackermann の第3項の追加を求める提案が可決された<sup>69)</sup>。こうして、イヌンク非加入の手工業者に徒弟の雇入れを禁じた1881年修正令が成立した。

さらに、1887年にはイヌンクの諸施設の費用負担を非加入の手工業者にも義務づけることが法定された。イヌンクに加入しない手工業者もイヌンクによって設立・運営される諸施設（宿泊所・職業紹介所・専門学校・仲裁裁判所など）から直接あるいは間接に利益を享受することができたため、イヌンクの手工業者らは、イヌンクの成員のみがその費用を負担しその外部に立つ者がそれから免れるのは不当である、と主張した<sup>70)</sup>。これを受けて、イヌンク非加入の手工業者にもイヌンク施設の費用負担を義務づける修正令（100条f）が公布されたのである。

以上、1881年修正令の100条e、および1884年、1887年の追加条項は、イヌンクに属さない手工業者をイヌンク規制に強制的に服させる権利をイヌンクに与えるものであった。イヌンクの特権化と規定できるとした立法は、手工業者運動の要求する義務的強制イヌンクの限定的な承認を意味し、その限りで手工業者層のツunft的潮流に対する政策上の対応であったといえよう。しかし、それが無条件な強制イヌンクではなかったことに注意する必要がある。確かに、イヌンク強制が法的に承認されたが、その施行には一定の留保条件が付されたのである。第一に、イヌンク特権は地方の行政官庁の承認を必要とした。つまり、行政官庁はそれぞれの地方の実情を考慮しつつ特権賦与の可否を決定する裁量を与えられた<sup>71)</sup>。こうした条件は、たとえばイヌンクの伝統の弱い地方において特権イヌンクの発展を阻害する役割を果した<sup>72)</sup>。第二に、100条eに関しては、この条項に基づいて特権を獲得できるのは、「徒弟制度の領域におい

69) *Ibid.*, S. 40.

70) *Ibid.*, S. 50.

71) この施行細則について詳しくは、T. Hampke, *Die Innungsentwicklung in Preußen*, S. 213 f. を参照せよ。

72) たとえば、1893年にイヌンク組織率が6.1%のバイエルンでは特権イヌンクはわずかに6（総数の2.9%）、組織率1.7%のヴェルテムベルクおよび2.1%のバーデンではゼロであった。Vgl. P. Voigt, *Die deutsche Innungen*, in: *Schmollers Jahrbuch*, N. F., 22. Jg. 1898, S. 708.

て見るべき成果をあげている実績あるイヌンク区域」のみであると限定された。そのため、ある手工業イデオログがいみじくも「〔現状では〕むしろ見るべき成果をあげるためにこそ特権あるいは義務に応じた強制権が必要である」<sup>73)</sup>と指摘したように、こうした条件を満たして特権化されうるイヌンクは多くなく、この条件が制約となって強制イヌンクの発展は一定の枠内に押しとどめられた。

以上みたように、1880年代のイヌンク立法は、手工業者層の要求する強制原理の無条件な導入をなお拒絶しながら、他方でイヌンクの公法化と特権化を通してイヌンクを新たな形態のもとで手工業組織の基体として復権させた。まさしくそれは1869年条例の修正を重ねることによって「営業の自由」の原則を漸進的に掘り崩すものであった。その意味で、それは1897年の手工業者法に集成される公法組織の構築を基軸とする帝制期の手工業保護政策を方向づけるものであった。

## 2. イヌンクの発展—統計的検証—

最後に、1880年代の立法がイヌンクの発展にどのようなイムパクトを与えたかを、統計によって簡単に検証してみたい。

1881年以降のイヌンクの発展をドイツ全国について見るための資料は必ずしも十分でないが、そのなかでフォイクト Paul Voigt の検証によれば、1890年代中葉にイヌンクは10,881、その成員は約33万名であったという。したがって、手工業者の約25%がイヌンクに組織されており、かなり高い組織率を示していたことが注目される<sup>74)</sup>。この点をプロイセンについてももう少し詳しくみてみよう。

第1表から明らかなように、1882年から1892年までに新設されたイヌンクは

73) F. Hitze, Die Handwerkerfrage, in: *SdVfS*, Bd. 76. 1898, S. 48.

74) P. Voigt, *op. cit.*, S. 713. ところで、組織率を10%とみるベツトガー Hugo Böttger には手工業者の捉え方に基本的な誤りがあるため、10%説は根拠に乏しい。Vgl. H. Böttger, *Das Programm der Handwerker*, S. 14, 192; P. Voigt, Die neue deutsche Handwerker-Gesetzgebung, in: *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 11. 1897, S. 45.

(第1表) プロイセンにおけるイヌンクの発展 (1878—96年)

	新 イヌンク	改 組 イヌンク	小 計	累 計	イ ヌ ン ク 員 成	イ ヌ ン ク の 平 均 模 規
1878	—	—	—	6,018	<sup>c. a.</sup> 150,000人	24.9人
1882	56	30	86	86	—	—
1883	195	286	481	567	—	—
1884	171	551	722	1,289	—	—
1885	391	1,506	1,897	3,186	—	—
1886	492	1,898	2,390	5,576	—	—
1887	250	873	1,123	6,699	203,398	30.3
1888	202	523	725	7,424	219,758	29.6
1890	141	258	399	7,823	226,049	28.8
1892	30	72	102	7,925	221,337	27.9
1894	0	0	0	7,925	219,175	27.7
1896	—	—	15	7,940	224,956	28.3

[出典] T. Hampke, Die Innungsentwicklung in Preußen, S. 206; P. Voigt, Die deutsche Innungen, S. 697-698 より作成。

1,928, また修正令に基づいて改組されたイヌンクは5,997に達し, 合計7,925 が新しい形態のもとに再編成された。なかでも1885-87年にイヌンクの再編成は著しく進展した。1892年までの新設イヌンクの58.8%がこの3年間に集中して形成され, またこの期間に改組されたイヌンクは4,277を数え1892年までのその71.3%を占めている。まさしく1880年代中葉にイヌンクの再編成はその頂点を迎えたのであった<sup>75)</sup>。イヌンク成員に関しても, 1887年までに約5万人の増加をみたのち1896年まで多少の増減を伴いつつも約22万人の水準を維持していることが, それを裏付けている。1896年の時点でイヌンクの組織率は30.7%と推定でき<sup>76)</sup>, プロイセンの手工業者の3分の1弱がすでにイヌンクに包摂されていた。その限りでは, プロイセンでは1881年修正令の成立ののちイヌンクによる手工業者の組織化はかなり進展したと言えよう。

ところで, プロイセンにおいて東部, 西部, 北・中部ではそれぞれイヌンク

75) このことはザクセンでも確認できる。Vgl. B. Penndorf, *Die Innungswesen im Königreich Sachsen seit Einführung der Gewerbefreiheit*, Leipzig 1907, S. 60, 74, 76.

76) P. Voigt, *Die deutsche Innungen*, S. 712.

発展の様相を異にしているため、以下で地域別に比較してみたい<sup>77)</sup>。第2表によれば、1896年に東部がイヌンク総数の70.9%、成員総数の67.6%を占めたのに対し、北・中部はそれぞれ22.2%、21.3%、西部は6.9%、11.1%を占めるにすぎなかった。したがって、手工業者数がほぼ同数である

〔第2表〕 イヌンク発展の地域別比較

	東 部	北・中部	西 部
イヌンク (%)	5,579 (70.9)	1,750 (22.2)	543 (6.9)
イヌンク成員 (%)	139,714 (67.6)	43,918 (21.3)	22,965 (11.1)
組 織 率	50.4	21.6	9.2
住民1万人当りのイヌンク親方*	102.0	71.6	26.1
イヌンク規模	25.0	25.1	42.3

(注) \* = 1892年。他の欄は1896年。

[出典] T. Hampke, *op. cit.*, S. 208; P. Voigt, *op. cit.*, S. 701, 712-713 より作成。

ことを考慮すれば<sup>78)</sup>、プロイセン東部がイヌンク発展の基盤を形成したと言えるだろう<sup>79)</sup>。このことはイヌンク組織率をみればいっそう明らかとなる。すなわち、東部の組織率は50%を越え西部の5倍以上である。東部のうちでもとくに組織率の高い県は、ポーゼン(61.0%)、オッペルン(57.8%)、ケスリン(57.4%)などである。また住民1万人当りのイヌンク親方の比率からも東部の優勢は傍証されよう。これに対して、西部の特徴は、イヌンク数が少なく組織率も低くイヌンク発展は微弱であったが、他面で平均規模が相対的に大きく都市にイヌンクが集中していることである。県と市におけるイヌンク組織率の比較を示す第3表によれば、東部では都市部だけでなく県の全域にわたってほぼ均等にイヌンクが形成されているのに対して、西部では県と市の組織率の較差が著しく大きく、このことは都市部にイヌンクが集中して形成されたことを物語っている。

77) ここで東部とは Ostpreußen, Westpreußen, Brandenburg, Pommern, Posen, Schlesien, 北・中部とは Sachsen, Schleswig-Holstein, Hannover, 西部とは Westfalen, Hessen-Nassau, Rheinprovinz を指す。

78) 1894年の手工業者数は、東部: 277,044, 北・中部: 202,957, 西部: 248,425であった。(P. Voigt, *op. cit.*, S. 712.)

79) プロイセン以外でイヌンク発展が著しかった地域は、ザクセン、メクレンブルクおよびハンザ諸都市であった。(P. Voigt, *op. cit.*, S. 713.)

〔第3表〕 県と市におけるイヌンク組織率(1896年)

	県	組織率	市	組織率
東部	Königsberg	51.6	Königsberg	48.1
	Danzig	41.3	Danzig	45.3
	Stettin	49.0	Stettin	53.4
	Breslau	50.3	Breslau	42.6
西部	Arnsberg	16.9	Dortmund	32.9
	Düsseldorf	7.7	Düsseldorf	15.9
			Elberfeld	17.0
			Krefeld	16.7
	Köln	10.9	Köln	20.8
Aachen	4.6	Aachen	16.3	

〔出典〕 P. Voigt, *op. cit.*, S. 718 より作成。

14.1%であった。イヌンクと営業協会の組織率をプロイセンの他の地域と比較するならば、イヌンクの発展が微弱であった西部でさえイヌンクの組織率が営業協会のそれを上回ったのに対して、南部では営業協会が圧倒的に優勢であった。営業協会は、元来「営業の自由」を基礎として形成され、その成員は手工業者のみでなく、実業学校教員、技術者、工場経営者らから構成された<sup>80)</sup>。そ

次に、ドイツ南部のイヌンクの発展をみてみよう。第4表に示された通り、南部のイヌンク組織率はわずかに4.3%であり、プロイセン西部よりさらにイヌンクの発展が弱い。ここで注目すべきことは、南部ではイヌンクに代わって営業協会 Gewerbeverein が手工業者を組織していたことである。第4表によれば、南部4邦で43,293名が営業協会に組織され、その組織率は

〔第4表〕 イヌンクと営業協会の地域別比較

	イヌンク <sup>2)</sup>			営業協会 <sup>3)</sup>		
	団体	成員	組織率	団体	成員	組織率
南部 <sup>1)</sup>	299	13,267	4.3	958	43,293	14.1
東部	5,579	139,714	50.4	203 <sup>4)</sup>	8,250	2.7
北・中部	1,750	43,918	21.6	100	10,514	6.3
西部	543	22,965	9.2	408	14,010	5.8

(注) 1) Bayern, Württemberg, Baden, Hessenを指す。2) 南部=1893年, その他=1892年。

3) 南部=1892年, その他=1898年。 4) 3県不明

〔出典〕 T. Hampke, Die deutschen Handwerkerorganisationen, S. 632-634 より作成。

の活動の中心は、実業教育制度の充実（専門学校の設定・図書館の設置・マイスター教程の奨励など）に置かれた<sup>81)</sup>。そして、営業協会は『『営業』Gewerbeという上位概念に『工場』と『手工業』を結びつけ、両者の対立を架橋すること』<sup>82)</sup>に努力した。その意味で、イヌンクと対抗的な関係に立つ組織といえるだろう<sup>83)</sup>。したがって、営業協会の活動の中心地であったドイツ南部ではイヌンクの形成が著しく遅れたのであった。

さて、以上の地域別の比較からイヌンクの発展におけるプロイセン東部の優位を確認したうえで、その組織化の実態をもう少し詳しくみるなかでイヌンクの再編成過程で残された問題の一端を明らかにしてみたい。

第5表は、プロイセンのイヌンク親方の下で就業している徒弟数を示している。1896年に約13万の徒弟がイヌンクに包摂され、その規制の対象となった。これはプロイセン徒弟総数の約40%にあたる<sup>84)</sup>。したがって、なお60%の徒弟はイヌンク規制の外にあり、このことはイヌンクの主要な任務である徒弟制度規制がなお十分にその役割を果たしていないことを意味する。さらに、イヌンク

〔第5表〕 イヌンクに組織された親方と徒弟

	1892年			1896年		
	a. 親方	b. 徒弟	b/a	a. 親方	b. 徒弟	b/a
東 部	137,036	82,451	60.2	139,714	83,571	59.8
北・中部	43,976	30,784	70.0	43,918	33,413	76.1
西 部	21,568	12,363	57.3	22,965	12,180	53.0
計	202,580	125,598	62.0	206,597	129,164	62.5

〔出典〕 P. Voigt, *op. cit.*, S. 701; T. Hampke, Die Innungsentwicklung in Preußen, S. 205 より作成。

80) Berghausen, Gewerbeverein, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 2. Aufl., Jena 1900, S. 558.

81) E. Lederer, Mittelstandsbewegung, in: *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd. 35. 1912, S. 914-915.

82) *Ibid.*, S. 915.

83) したがって、イヌンクが形成されると既存の営業協会が解散を余儀なくされることが少なくなかった。(B. Penndorf, *op. cit.*, S. 111-112.)

84) P. Voigt, *op. cit.*, S. 703.

親方と徒弟の比率に注目すれば1896年には62.5%であった。したがって、2人以上の徒弟を保持する経営を考慮すれば、少なくとも約40%のイヌンク親方は徒弟を保持しない経営かあるいは一人経営であったといえる。このことから、イヌンクに加入した手工業者のうち徒弟制度の規制に直接の利害関心をもたない手工業者の割合が相対的に大きかったといわなければならない<sup>85)</sup>。この点は、イヌンクの強制組織化のさいに生ずるイヌンクの任務とメンバーの構成との間の矛盾として、その後1897年法の立法過程において大きな問題となった<sup>86)</sup>。

### お わ り に

1880年代の諸立法によるイヌンクの再編成過程を、社会保護主義的政策の一環として捉える視角から、小括してみたい。

1880年代のイヌンク立法は手工業者運動の側圧のもとに実現した。工業化と不況の重畳という状況に規定された手工業者層の窮迫意識は、イヌンク組織の再建という要求へ向かったが、政府は、イヌンクに公法的性格と一定の特権を賦与して、この要求に応えた。イヌンクの復権は、イヌンクに公権的権限の一部を委譲して公権力の代位執行を可能にしたという意味で<sup>87)</sup>、手工業者層の特権化を意味した。こうした特権化は、諸階層の中間に身をおいて常にその社会的地位が動揺と侵食の危険にさらされていた手工業中間層に「秩序要因」<sup>88)</sup>としての自己評価を植えつけるものであった。換言すれば、それは、手工業中間層の窮迫意識に発する抗議運動を、特権化という国家の保護の賦与を媒介にして、公権的国家の護持の方向へ吸収する機能をもつものであった。その意味で、1880年代のイヌンクの再編成は帝制期の社会保護主義の試みのひとつであった

85) *Ibid.*, S. 703-704.

86) この点については、T. Hampke, *Die neue Organisation des Handwerks und die Regelung des Lehrlingswesens*, in: *JfNS*, III. F., Bd. 14. 1897, S. 497, 505; H. Böttger, *Geschichte und Kritik*, S. 301 を参照せよ。

87) 「公法組織による社会集団の利益代表」という構造とその意義については、H. A. Winkler, *Pluralismus oder Protektionismus?* Wiesbaden 1972, S. 5 ff. を参照せよ。

88) H. A. Winkler, *Mittelstand*, S. 58.

といえよう。

もとより本稿は1880年代のイヌンクの再編成に限定された準備作業であり、なお検証されるべき問題は少なくない。そのうち、さしあたり次の2点を指摘しておきたい。①1880年代の立法に基づくイヌンクによる手工業者層の組織化はなお十分な成果を挙げることができなかったため、1897年法の「選択的強制イヌンク」*fakultative Zwangsinnung* の導入によって再度イヌンクの再編成が試みられた。帝制期の手工業保護政策の評価は、この1897年法まで射程に入れたものでなければならない。同時にまた、イヌンクの再編成のみでなく、大資格証明制、手工業会議所をめぐる保護要求との関連で位置づけられるべきである。②手工業保護政策を社会保護主義と捉える場合に、手工業保護の正当化と根拠と中間層統合の論理との関係を、とくに運動論の次元でさらに立ち入って検討しなければならない。

(1978. 7. 24. 稿)